

香川県観光・宿泊施設等感染症拡大防止対策支援事業補助金 制度の概要

<p>概 要</p>	<p>本県を訪れる旅行者の安心安全を確保するため、中小企業支援法第2条第1項に規定する中小企業者が営む香川県内の観光施設や宿泊施設などで実施する、感染症の拡大防止に資する取組に要する経費の一部を補助します。</p>
<p>補 助 対 象 施 設</p>	<p>■観光施設等 (1) 県内の観光施設 (2) 県内の観光施設の近隣において、旅行者に対し主に土産品の販売を行う施設（露天商や移動販売車は除きます。） (3) 県内の観光案内所</p> <p>■宿泊施設 旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた県内の宿泊施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6号に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む施設は除きます。）</p> <p>■旅行者等の県内の営業所 旅行業法第3条の規定により、観光庁長官の登録（香川県に本社を有する事業者に限る。）若しくは香川県知事の登録を受けた旅行者又は旅行者代理業者の県内の営業所</p>
<p>申請受 付 期 間</p>	<p>令和2年7月14日（火）～11月30日（月）＜郵送のみ：期間内必着＞ ※事業対象期間は令和2年4月7日～12月15日とし、既に支払った経費であってもこの事業対象期間中に発注・契約し、支払いを行った経費であれば対象となります。</p>
<p>補 助 上 限 額 等</p>	<p>■観光施設等、「旅館・ホテル営業」を営む宿泊施設 補助上限額75,000円（補助対象経費の3/4以内）</p> <p>■「簡易宿所営業」を営む宿泊施設、旅行者等の県内の営業所 補助上限額37,500円（補助対象経費の3/4以内）</p> <p>※補助上限額は1施設あたり（旅行者等の県内の営業所については1事業者あたり）の金額です。 ※補助対象経費の合計額が1万円（税抜）以上となる事業が対象です。 ※補助対象経費の1/4は自己負担が必要です。</p>
<p>補 助 対 象 経 費</p>	<p>■衛生消耗品購入費 マスク、手袋、消毒液、ゴーグル、フェイスシールド、施設内用の使い捨てスリッパ、床に間隔を示すテープ等の衛生消耗品を購入する経費</p> <p>■備品・機器導入費 パーテーション（仕切り板）、体温計、ビニールシート・カーテン、自動手指消毒器、サーモグラフィー等の備品・機器を導入する経費</p> <p>■施設設備の設置・改良費 換気設備、蛇口の自動水洗化、自動開閉機能付き便座、人感センサー付き照明器具等の施設設備の設置・改良に要する経費</p> <p>■従業員研修費 従業員用の感染症の拡大防止に関する教材を購入するなど研修に要する経費</p>
<p>申請先</p>	<p>香川県交流推進部観光振興課 観光地・おもてなしグループ 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1-10 TEL (087)832-3360</p>